

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1.実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類と一緒に提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「自主点検表」の評価欄には、「適・否・該当なし」の判定について、該当する項目に☑をつけてください。
*エクセルで作成する場合は、プルダウンより選択してください。
*☑がついていないもの、2つ以上☑がついているものは、セルが黄色くなりますので、再度確認してください。
- (4) 「各種加算等自己点検シート」には、算定している加算の「算定有」欄にチェックマークを入れ、点検事項について点検し、「点検結果」欄に記入してください。

2.根拠法令等

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

略称	法令等の名称
条例	館林市指定地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
予防条例	館林市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
利用者等告示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
予防報酬告示	「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
通所介護費等の算定方法	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
業務管理体制要領	介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

フェイスシート

サービス種別

指定(介護予防)認知症対応型通所介護

記入日 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名：

代表者職名・氏名：

事業所番号				
フリガナ				
事業所名				
住 所	(〒 —)			
連絡先	電 話		FAX	
	メールアドレス			
開設年月日	年 月 日			
指定年月日	年 月 日			
管理者	職名		氏名	
記載担当者	職名		氏名	

事前提出資料① 自主点検表
【指定(介護予防)認知症対応型通所介護】

R6.4.1 改正版

事業所名	
記入者	
記入日	

※評価欄に「適・否・該当なし」のいずれかに☑をつけ、点検事項の入力欄に回答をご記入ください。
 ※必須回答の項目で回答が記入されていない場合は、黄色セルとなりますので、再度確認してください。

第1 基本方針

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 一般原則	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	☐	☐	☐	条例第3条第1項
	(2) 指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	☐	☐	☐	条例第3条第2項
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第3条第3項
	(4) 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。 ※ この場合において「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。	☐	☐	☐	条例第3条第4項 解釈通知第3-4(1)
2. 基本方針	(1) 認知症対応型通所介護 要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	☐	☐	☐	条例第97条 解釈通知第3 三1
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護 認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	☐	☐	☐	条例第60条

第2 人員基準 (①単独型及び併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所のみ記入)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 従業者の員数	事業所ごとに置くべき従業者の員数は次のとおりとしているか。	☐	☐	☐	
	(1) 生活相談員 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供日ごとに、提供している時間帯に専従の生活相談員が勤務している時間数の合計数を、提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ※ 生活相談員は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有するものを配置	☐	☐	☐	条例第98条第1項(1) 予防条例第5条第1項(1) 解釈通知第3 三2(1)③ホ

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
従業者の員数 (続き)	(2) 看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の単位ごとに、下記①②の 2名以上(利用者の処遇に支障がなければ、他の単位に従事できる) ① 提供時間帯を通じて専従1人以上 ② ①に加え、提供時間帯に専従の看護職員又は介護職員の勤務時間数の合計数を単位における平均提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数	☐	☐	☐	条例第98条第1項(2) 予防条例第5条第1項(2) 解釈通知第3 三2(1)③ハ
	(3) 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっているか。	☐	☐	☐	条例第98条第6項/ 予防条例第5条第6項
	(4) 機能訓練指導員 1以上 ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の有資格者であること（ただし、はり師又はきゅう師については、他の機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有するものに限り）。	☐	☐	☐	条例第98条第1項(3) 予防条例第5条第1項(3) 解釈通知第3 三2(1)③ト
2. 管理者	(1) 常勤・専従の管理者を置いているか。 ※ ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は、他の事業所、施設等の他の職務に従事することは可能。	☐	☐	☐	条例第99条第1項/ 予防条例第6条第1項
	(2) 管理者は、指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有するものであって、別に厚生労働大臣が定める研修「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているか。 ※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	☐	☐	☐	条例第99条第2項/ 予防条例第6条第2項 解釈通知第3 三2(1)③ロ
3. 利用定員	(1) 同時に指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を受けることができる単位ごとの利用定員は、12名以下となっているか。	☐	☐	☐	条例第98条第4項/ 予防条例第5条第4項

第2-2 人員基準 (②共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所のみ記入)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 従業者の員数	(1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の利用者数と当該共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の利用者の数(※)を合計した数について、条例第101条（従業員の員数）の規定を満たすために必要な従業員を配置しているか。 ※ 利用者数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満及び4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満及び6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満及び8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者数については、利用者数に1を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算定すること。	☐	☐	☐	条例第101条第1項/ 予防条例第8条 解釈通知第3 三2(2)②

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
2. 管理者	(1) 常勤・専従の管理者を置いているか。 ※ 以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができるものとする。 ① 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合 ② 本体事業所等の職務に従事する場合 ③ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等（本体事業所等を除く。）の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間常も、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合 ※ この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば以下のような場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 ・ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合 ・ 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。） ・ 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合 ④ ①・②のいずれにも該当する場合 ⑤ ②・③のいずれにも該当する場合	☐	☐	☐	条例第103条第1項/予防条例第10条第1項 解釈通知第3 三 2（2）④イ
	(2) 管理者は、指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供のために必要な知識及び経験を有するものであって、別に厚生労働大臣が定める研修「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているか。 ※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	☐	☐	☐	条例第103条第2項/予防条例第10条第2項 解釈通知第3 三 2（2）④ロ
3. 利用定員	(1) 同時に指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者数の上限は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の場合、共同生活住居ごとに3人以下とし、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の場合、施設ごと1日あたり3名以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合、ユニットごとに入居者の数と当該共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日あたり12人以下となるか。	☐	☐	☐	条例第102条第1項 予防条例第9条第1項 解釈通知第3 三 2（2）③
	(2) 介護サービスの指定又は許可を初めて受けた日から起算して3年以上経過している事業所であるか。	☐	☐	☐	条例第102条第2項/予防条例第9条第2項

第2-3 人員基準（共通項目：①単独型・併設型 ②共用型 どちらも記入）

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 労務管理	(1) 従業者との労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他労働条件を、当該事項を記載した書面の交付により従業者となる者に明示しているか。	☐	☐	☐	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条
	(2) 賃金は、労働基準法、最低賃金法等に基づいた適正な水準以上の額となっているか。	☐	☐	☐	労働基準法第28条 最低賃金法

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
労務管理 (続き)	(3) 法定労働時間を超えて時間外労働等を行わせる場合は、通称36協定と呼ばれる「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	☐	☐	☐	労働基準法第36条
	(4) 労働者を雇い入れるとき、健康診断を実施しているか。 ※ ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合は、その者から当該健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた場合はこの限りではない。	☐	☐	☐	労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第43条
	(5) 常時使用する労働者に対し1年以内ごとに1回、健康診断を実施しているか	☐	☐	☐	労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第44条第1項
	(6) 健康診断の実施に係る費用は、事業者が負担しているか。	☐	☐	☐	「労働安全衛生法および同法施行令の施行について(S47.9.8基発第602号)」13(2)イ
	(7) 育児休業、介護休業、子の看護休暇等に関する規程が整備されているか。	☐	☐	☐	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」各号

第3 設備基準 (①単独型及び併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所のみ記入)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 設備及び備品等	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害用設備、並びに認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	☐	☐	☐	条例第100条第1項 予防条例第7条第1項
	(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれに必要な広さを有し、合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ※ 食事の提供と機能訓練の際に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。	☐	☐	☐	条例第100条第2項(1) 予防条例第7条第2項(1) 解釈通知第3 三 2(2)④□
	(2) 相談室 遮蔽物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	☐	☐	☐	条例第100条第2項(2) 予防条例第7条第2項(2)
	(3) 設備の専用 上記に掲げる設備は、認知症対応型通所介護の専用となっているか(ただし、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではない。) 【設備の共用】 単独型・併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(当該事業所という。)と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能である。ただし、当該事業所の機能訓練室等と、当該事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護 老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差支えないものとする。	☐	☐	☐	条例第100条第3項/予防条例第7条第3項 解釈通知第3の二の二 2

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
設備及び備品等 (続き)	イ 当該部屋等において、当該事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 □ 当該事業所の機能訓練室等として使用される区分が、設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は共用が可能である。 なお、設備を共用する場合、事業者は、認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう衛生管理等に一層努めること。				
	(4) 宿泊サービス (3)のただし書の場合(事業者が、上記の設備を利用し、夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市に届け出ているか。	□	□	□	条例第100条第4項/予防条例第7条第4項
	(5) 消火設備等 消防法その他の法令に規定された設備は設置されているか。	□	□	□	解釈通知第3の二の二 2 (3)

第4 運営基準

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 内容・手続の説明と同意	(1) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者やその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 ※ 重要事項 ① 運営規程の概要(利用料の具体的な金額を含む) ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況	□	□	□	条例第109条 ※準用第9条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一 4 (2)
2. 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込にに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供することが困難な場合	□	□	□	条例第109条 ※準用第10条 予防条例第12条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一 4 (3)
3. サービス提供困難時の対応	(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業所)への連絡、適当な他の指定(介護予防)認知症対応型通所介護の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	□	□	□	条例第109条 ※準用第11条 予防条例第13条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一 4 (4)
4. 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定等の有無及び要介護(要支援)認定等の有効期間を確かめているか。	□	□	□	条例第109条 ※準用第12条 予防条例第14条
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供するように努めているか。	□	□	□	
5. 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	(1) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者については、要介護(要支援)認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	□	□	□	条例第109条 ※準用第13条 予防条例第15条
	(2) また、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	□	□	□	

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
要介護(要支援)認定の申請に係る援助(続き)	(3) 指定居宅介護支援(介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護(要支援)認定の更新の申請が、遅くとも要介護(要支援)認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	
6. 心身の状況等の把握	(1) 指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。 ① 利用者の心身の状況 ② 利用者の置かれている環境 ③ 他の保健医療サービスの利用状況又は福祉サービスの利用状況	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第64条 予防条例第16条
7. 指定居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第15条 予防条例第17条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一4 (7)
	(2) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか。	☐	☐	☐	
	(3) 当該利用者に係る指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	☐	☐	☐	
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	(1) (利用申込者が法定代理受領サービスとして指定(介護予防)認知症対応型通所介護を受けることとなっていない場合) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を行っているか。 ① 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成を指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者に依頼する旨を市へ届け出ること等により、法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明 ② 明 指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第16条 予防条例第18条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一4 (8)
9. 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供	(1) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第17条 予防条例第19条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一4 (9)
10. 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更の援助	(1) 利用者が居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第18条 予防条例第20条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一4 (10)
11. サービスの提供の記録	(1) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供した際には、指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供日及び内容、指定(介護予防)認知症対応型通所介護について利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護(予防)サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に記載した書面又はこれに準じた書面に記載しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第20条第1項 予防条例第21条 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一4 (12)
	(2) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等(※)を記録しているか。 ※ 提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項	☐	☐	☐	
	(3) また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	☐	☐	☐	
12. 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護(予防)サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護(予防)サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。	☐	☐	☐	条例第109条※準用 第65条第1項 予防条例第22条第1項 解釈通知第3 三 3(8) ※準用一4 (13) ①

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
利用料等の受領 (続き)	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から支払を受ける利用料と、当該指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護(予防)サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	☐	☐	☐	条例第109条第2項※準用第65条第2項 予防条例第22条第2項 解釈通知第3 三3(8) ※準用-4 (13)②
	(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 延長預かり料(サービス提供時間を超えるもの) ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別途発出されている「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。 (⑤その他の日常生活費) ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用	☐	☐	☐	
	(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。	☐	☐	☐	条例第109条※準用第65条第5項 予防条例第22条第5項
	(5) サービスの提供に要した費用について、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。	☐	☐	☐	法第41条第8項
	(6) 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 ① 保険給付対象額(利用者負担額) ② 上記(3)①～⑤に掲げる費用	☐	☐	☐	介護保険法施行規則第78条
	(7) サービスの提供に要した費用について、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。	☐	☐	☐	
13. 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	☐	☐	☐	条例第109条※準用第22条 予防条例第23条 解釈通知第3 三3(8)※準用-4 (14)
14. 基本取扱方針	(指定認知症対応型通所介護)	☐	☐	☐	
	(1) 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	☐	☐	☐	条例第104条第1項
	(2) 自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	☐	☐	☐	条例第104条第2項
	(指定介護予防認知症対応型通所介護)	☐	☐	☐	
	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	☐	☐	☐	予防条例第41条第1項
	(2) 自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	☐	☐	☐	予防条例第41条第2項
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	☐	☐	☐	予防条例第41条第3項
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。	☐	☐	☐	予防条例第41条第4項
	(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	☐	☐	☐	予防条例第41条第5項

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
15. 具体的取扱方針	(指定認知症対応型通所介護)				
	(1) 指定認知症対応型通所介護の方針は次に掲げるところにより行われているか。				条例第105条
	① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(1)
	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(2)
	③ 認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助が行われているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(3)
	④ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(4)
	⑤ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(5)
	⑥ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(6)
	⑦ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行っているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(7)
	⑧ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供しているか。	☐	☐	☐	条例第105条第1項(8)
	(指定介護予防認知症対応型通所介護)				
	(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行われているか。				予防条例第42条
	① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(1)
	② 管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成しているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(2)
	③ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(3)
	④ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(4)
	⑤ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(5)
	⑥ 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(6)
	⑦ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(7)
	⑧ 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(8)
	⑨ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(9)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
具体的取扱方針 (続き)	⑩ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(10)
	⑪ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(11)
	⑫ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(12)
	⑬ 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(13)
	⑭ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(14)
	⑮ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(15)
	⑯ ⑮の介護予防認知症対応型通所介護計画の変更は、①～⑭により行われているか。	☐	☐	☐	予防条例第42条第1項(16)
16. 認知症対応型通所介護計画の作成	(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、認知症対応型通所介護計画を作成しているか。	☐	☐	☐	条例第106条第1項 解釈通知第3三(2)
	(2) 地域密着型通所介護計画には次の内容が記載されているか。 ① 機能訓練等の目標 ② 当該目標を達成するための具体的なサービス内容等	☐	☐	☐	
	(3) 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	☐	☐	☐	条例第106条第2項 解釈通知第3三(2)
	(4) 認知症対応型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	☐	☐	☐	
	(5) 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	☐	☐	☐	条例第106条第3項 解釈通知第3三(2)
	(6) 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。	☐	☐	☐	条例第106条第4項 解釈通知第3三(2)
	(7) それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録し、その実施状況や評価を説明しているか。	☐	☐	☐	条例第106条第5項 解釈通知第3三(2)
17. 利用者に関する市町村への通知	(1) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか ① 正当な理由なしに指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第28条 予防条例第24条 解釈通知第3三(8) ※準用一4(18)
	(1) 現に指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第53条 予防条例第25条 解釈通知第3三(8)※準用二の4(3)
18. 緊急時等の対応	(1) 現に指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第53条 予防条例第25条 解釈通知第3三(8)※準用二の4(3)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
19. 管理者の責務	(1) 管理者は、次の事項について一元的に管理しているか。 ① 当該事業所の従業者の管理 ② 利用の申込みに係る調整 ③ 業務の実施状況の把握その他管理	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第69条第1項 予防条例第26条 解釈通知第3 三 3(8)※準用二の4 (4)
	(2) 管理者は従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	☐	☐	☐	
20. 運営規程	(1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定認知症対応型通所介護の利用定員 ⑤指定認知症対応型通所介護の内容 ⑥利用料その他の費用の額 ⑦通常の事業の実施地域 ⑧サービス利用に当たっての留意事項 ⑨緊急時等における対応方法 ⑩非常災害対策 ⑪虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫その他運営に係る重要事項	☐	☐	☐	条例第107条 予防条例第27条
21. 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切な指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 ① 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 ② 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第71条第1項 予防条例第28条第1項 解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二 3(6)①
	(2) 当該事業所の従業者によって指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第71条第2項 予防条例第28条第2項
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ※ この場合において、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ※ ただし、資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修過程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等)を除く。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第71条第3項 予防条例第28条第3項 解釈通知第3五 4(9)⑤ ※二の二3(6)③
	(4) 新たに採用した従業者(新卒採用、中途採用を問わない。医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3五 4(9)⑤ ※準用二の二3 (6)③
	(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用条例第71条第4項 予防条例第28条第4項 解釈通知第3 三 3(8)※準用第3二の 二3(6)④

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
22. 業務継続計画の策定等	(1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか ※ 業務継続計画には、以下の項目を記載すること。 （感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。） ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染症拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。 ※ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第32条の2第1項 予防条例第28条の2 解釈通知第3 三 3(4) ※準用解釈通知二の二3(7)
	(2) 指定認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年1回以上）を定期的実施しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第32条の2第2項 予防条例第28条の2 解釈通知第3 三 3(4)※準用二の二3(7)
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	☐	☐	☐	
23. 定員の遵守	(1) 利用定員を超えて指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を行っていないか。 ※ ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第72条 予防条例第29条
24. 非常災害対策	(1) 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 ① 非常災害に関する具体的計画の策定 ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備 ③ ①②について定期的な従業者への周知 ④ 定期的な避難、救出その他必要な訓練(年2回以上) ※ なお、「非常災害に関する具体的計画」とは消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第73条第1項 予防条例第30条第1項 解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3(8)①
	(2) (1)の訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。 ※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第73条第2項 予防条例第30条第2項 解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3(8)②

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
25. 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第74条 予防条例第31条 解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3 (9)
	(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3 (9) ①イ
	(3) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について別途発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3 (9) ①ロ
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3 (9) ①ハ
	(5) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第74条第2項 予防条例第31条第2項
	① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3 (9) ②
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	☐	☐	☐	
	③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（年1回以上）を定期的に実施しているか。	☐	☐	☐	
26. 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示し、または重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。 ※ 「重要事項」は、上記「1.内容・手続の説明と同意」を参照 ※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ※ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第34条 予防条例第32条 解釈通知第3 三 3(8)※一4 (25)
	(2) (1)の重要事項をウェブサイトに掲載しているか（令和7年3月31日までは努力義務）。 ※ ウェブサイトとは、ホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	☐	
27. 秘密保持等	(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第35条 予防条例第33条
	(2) 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8)※一4 (26)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。	☐	☐	☐	
	(4) また、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	☐	☐	☐	
28. 広告	(1) 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用条例第36条 予防条例第34条

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
29. 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第37条 予防条例第35条 解釈通知第3 三 3(8)※一4(27)
30. 苦情処理	(1) 提供した指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 具体的には、 ① 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしているか。 ② ①の措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族に ③ サービスの内容を説明する文書にしているか。 ④ ①について事業所に掲示しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第38条第1項 予防条例第36条第1項 解釈通知第3 三 3(8)※準用一4 (28)
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第38条第2項 予防条例第36条第2項
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※第38条第3項 予防条例第36条第3項
	(4) 提供した指定(介護予防)認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じているか。	☐	☐	☐	
	(5) また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※第38条第3項 予防条例第36条第3項
	(6) また、市から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	
	(7) また、市からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を市に報告しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※第38条第4項/予防 条例第36条第4項
	(8) 提供した指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※第38条第5項 予防条例第36条第5項
	(9) また、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	
	(10) 国保連からの求めがあった場合には、(9)の改善の内容を国保連に報告しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※第38条第6項 予防条例第36条第6項
31. 地域との連携等	(1) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、指定(介護予防)認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置しているか。 ※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、利用者等の同意を得ること。 ※ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において両事業所の評価等を行うことで差し支えない。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第75条第1項 予防条例第39条第3項 解釈通知第3 三 3(8) ※準用二の二3 (10)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
地域との連携等 (続き)	※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 ① 利用者及び利用者家族を匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること				
	(2) 運営推進会議について、概ね6月に1回以上開催しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第75条第1項
	(3) 運営推進会議において、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	☐	☐	☐	予防条例第39条第3項
	(4) 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第75条第2項 予防条例第39条第4項
	(5) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第75条第3項 予防条例第39条第1項
	(6) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第75条第75条第4項 予防条例第39条第2項
	(7) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第75条第5項
32. 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第76条第1項/予防条例第37条第1項
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第76条第2項/ 予防条例第37条第2項
	(3) 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第76条第3項/ 予防条例第37条第3項
	(4) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8)※準用二の二3 (11)
	(5) 夜間及び深夜に宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は(1)～(4)を踏まえた同様の対応を行っているか。	☐	☐	☐	第3 三3(8)※準用二 の二3 (11)
33. 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。 ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置いているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第40条の2 予防条例第37条の2 解釈通知第3 三 3(11) ※－4 (31)
34. 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	☐	☐	☐	条例第109条 ※準用第41条 予防条例第38条
	(2) 具体的な会計処理方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	☐	☐	☐	解釈通知第3 三 3(8) ※準用－4 (32)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
35. 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	☐	☐	☐	条例第108条第1項 予防条例第40条第1項
	(2) 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存としているか。 ① (介護予防)認知症対応型通所介護計画 ② 上記11(2)の、提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 上記15(1)⑥⑦又は(2)⑩⑪の、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 上記17の、市への通知に係る記録 ⑤ 上記30(2)の、苦情の内容等の記録 ⑥ 上記32(2)の、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	☐	条例第108条第2項 予防条例第40条第2項
36. 契約書の締結	(1) 文書により、契約を締結しているか(基準上の規定はないが、利用者の保護や紛争防止のため契約書を取り交わすのが望ましい)。	☐	☐	☐	

第5 変更の届出等

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 変更、再開の届出	(1) 指定を受けた事業所について、下記の事項に変更があった時、又は事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市に届け出ているか。 ① 事業所の名称、所在地 ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ③ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業に関するものに限る) ⑤ 事業所の平面図、設備の概要 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑦ 運営規程 ⑧ 実務経験による生活相談員を配置した場合	☐	☐	☐	介護保険法第78条の5第1項・第115条の15第1項 介護保険法施行規則第131条の13第1項・第131条の4
2. 廃止、休止の届出	(1) 事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前まで、その旨を市に届け出ているか。	☐	☐	☐	介護保険法第78条の5第1項・第115条の15第2項
3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	(1) 加算等の届出(単位数が増えるもの)の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。	☐	☐	☐	
	(2) 事業所の体制等について、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は、算定されなくなることが明らかな場合は、その旨を速やかに届け出ているか。	☐	☐	☐	

第6 介護給付費の算定及び取扱い

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 基本的事項	(1) 介護報酬は、報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	☐	☐	☐	報酬告示別表
	(2) 指定認知症対応型通所介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。(厚生労働大臣が定める減算の基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。)	☐	☐	☐	
2. 所要時間の取扱い	(1) 現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。	☐	☐	☐	留意事項 第2 4 (1) ※準用3の2(1)

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
所要時間の取扱い (続き)	(2) 指定認知症対応型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、指定認知症対応型通所介護を行うのに要する時間に含めているか。 ① 居宅サービス計画及び認知症対応型通所介護計画に位置づけた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧ホームヘルパー1級研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が4年以上の介護職員である場合	☐	☐	☐	留意事項 第2 4 (1) ※準用3の2 (1)
	(3) 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定しているか。	☐	☐	☐	報酬告示 3 注 4

第7 業務管理体制の整備

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等								
		適	否	該当なし									
1. 届出事項の内容	(1) 介護保険法に基づき、市へ業務管理体制の整備に関する事項を届け出している。	☐	☐	☐	法第115条の32								
	(2) 届出している内容を記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">法令遵守責任者</td><td>職名</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">運営事業所数</td><td></td><td>力所</td></tr></table>	法令遵守責任者	職名		氏名		運営事業所数			力所			
法令遵守責任者	職名												
	氏名												
運営事業所数			力所										
2. 方針の策定	(1) 法令遵守の方針を定めている。	☐	☐	☐	業務管理体制要領 群馬県「業務管理体制整備の事例集」								
	(2) 法令遵守の方針を、従業者に周知している。 ※周知している場合、どのような方法で行っていますか。	☐	☐	☐									
	① 書面の配布又は回覧	☐	☐	☐									
	② 事業所の見やすい場所に掲示	☐	☐	☐									
	③ 採用時や研修、面接等の際に口頭で説明	☐	☐	☐									
	④ その他（下の枠内に具体的に記入してください。）	☐	☐	☐									
	3. 内部規程・組織体制の整備	(1) 業務管理体制に係る組織の整備体制に関して、どのような取組を実施していますか。											
① 業務報告書等の記録について、定型化された書式を使用している。		☐	☐	☐									
② 従業者の行動指針となるチェックリストやQ&A、手順書、マニュアル等を作成している。		☐	☐	☐									
③ 個別の対応が求められる場合に、ケース会議等、方針を決定する場を設けている。		☐	☐	☐									
④ 事業所に関係書籍を用意する等、従業者の法令遵守に関する職場環境を整備している。		☐	☐	☐									
⑤ 定期的に点検を行い、業務内容の確認をしている。		☐	☐	☐									

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
内部規程・組織体制の整備 (続き)	⑥ 法令違反の疑いのある行為を発見した場合の連絡手段（法令遵守ホットライン）を設けている。	☐	☐	☐	
	(2) 法令遵守規程を整備し、従業員に周知している。 ※事業所数20カ所以上の場合は義務付け	☐	☐	☐	
	(3) 法令遵守に係る監査の体制を整備し、定期的の実施している。 ※事業所数100カ所以上の場合は義務付け	☐	☐	☐	

第8 その他

項 目	点 検 事 項	評 価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 電磁的記録	(1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者及び指定地域密着型（介護予防）サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うときは、以下の方法によっているか。				条例第230条第1項 予防条例第91条第1項 解釈通知第51
	① 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製しているか。	☐	☐	☐	
	② 以下のいずれかの方法にて、電磁的記録による保存を行っているか。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法	☐	☐	☐	
	③ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	☐	☐	☐	
2. 電磁的方法	(1) 事業所等は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）にて行う場合には、利用者等の承諾を得ているか。	☐	☐	☐	条例第230条第2項 予防条例第91条第2項 解釈通知第52

事前提出資料② 各種加算等自己点検シート 認知症対応型通所介護費

※算定している加算等の「算定有」欄にチェックマークを入れ、点検事項について点検してください。

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
定員超過減算	☐	利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えている。	☐	該当	
人員基準減算	☐	事業所の職員配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている。	☐	該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	☐	次の①～④のいずれかの基準にあてはまらないものがある。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催している。 ② 虐待の防止のための指針を整備している。 ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施している。 ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置いている。	☐	該当	
業務継続計画未策定減算	☐	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を作成していない。（経過措置）令和7年3月31日までの間は減算適用しない。	☐	該当	
2～3時間の地域密着型通所介護を行う場合	☐	利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者を対象としている。	☐	該当	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じた場合の加算	☐	感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じている。	☐	該当	
		利用者数が減少した月の利用者数実績が当該月の前年度における月平均の利用者数より100分の5以上減少している	☐	該当	
		市に届出をしている。	☐	該当	
8～9時間の前後に行う日常生活上の世話	☐	9時間以上10時間未満	☐	50単位	
		10時間以上11時間未満	☐	100単位	
		11時間以上12時間未満	☐	150単位	
		12時間以上13時間未満	☐	200単位	
		13時間以上14時間未満	☐	250単位	
入浴介助加算		（Ⅰ）・（Ⅱ）共通			
（Ⅰ）	☐	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	☐	該当	
（Ⅱ）	☐	入浴介助に関する研修等を実施している。	☐	該当	
		地域密着型通所介護計画上に位置づけられている。 ※ ただし、利用者側の事情で入浴を実施しなかった場合は算定できない。	☐	該当	
		入浴介助・観察を実施している。	☐	該当	
		（Ⅱ）の場合			
		医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している。	☐	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
入浴介助加算 (続き)		(居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合) 訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っている。 ※ ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行っても差し支えない。	☐	該当	
		当該事業所の機能訓練指導員等が共同し、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。 ※ ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。	☐	該当	
		入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助を実施している。 ※ 利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現していることとして差支えない。	☐	該当	
生活機能向上連携加算		(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通			
		個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を実施している。	☐	該当	
(Ⅰ)	☐	上記評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価を行っている。	☐	該当	
(Ⅱ)	☐	利用者又はその家族に対する機能訓練の内容と当該計画の進捗状況等について説明し、必要に応じた見直しの実施をしている。	☐	該当	
		(Ⅰ) の場合			
		指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成している。	☐	該当	
		(Ⅱ) の場合			
		指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成している。	☐	該当	
個別機能訓練加算		(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通			
(Ⅰ)	☐	1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師※)を1名以上配置 ※ はり師及びきゅう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	☐	該当	
(Ⅱ)	☐				

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
個別機能訓練加算 (続き)		機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同し、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価	☐	該当	
		個別機能訓練の開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明	☐	該当	
		個別機能訓練計画に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)について、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能なように利用者ごとに保管	☐	該当	
		(Ⅱ)の場合			
		利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム(「LIFE」)」を用いて行うこととする。	☐	該当	
ADL維持等加算		(Ⅰ)・(Ⅱ)共通			
(Ⅰ)	☐	評価対象者(※)の総数が10人以上である。	☐	該当	
(Ⅱ)	☐	※ 当該事業所又は当該施設の利用期間が6月を超える者。	☐	該当	
※指定介護予防認知症対応型通所介護は対象外		評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合には当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、ADL値を測定している。	☐	該当	
		測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定結果を提出している。 ※ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、BarthelIndexを用いて行い、厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行う。	☐	該当	
		(Ⅰ)の場合			
		ADL利得(※)の平均値が1以上である。 ※ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値。	☐	該当	
		(Ⅱ)の場合			
		ADL利得の平均値が3以上	☐	該当	
若年性認知症利用者受入加算	☐	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている。	☐	該当	
		利用者に応じた適切なサービス提供を行っている。	☐	該当	
栄養アセスメント加算	☐	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している。	☐	該当	
		利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施している。	☐	該当	
		利用者又はその家族に対する栄養アセスメント結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している。	☐	該当	
		利用者ごとの栄養状況等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 ※ 厚生労働省への提出は、LIFEを用いて行う。	☐	該当	
		利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定していない。	☐	該当	
		定員、人員基準に適合している。	☐	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
栄養改善加算	□	当該事業所の従業者として又は外部他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションとの連携により管理栄養士を1名以上配置している。	□	該当	
		利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者ごとの栄養ケア計画を作成している。	□	該当	
		利用者又はその家族に対する栄養ケア計画の説明及び同意を得ている。	□	該当	
		栄養ケア計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録をしている。	□	該当	
		定期的に利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重測定等により栄養状態の評価を行い、その結果を記録し、介護支援専門員や主治の医師に情報提供している。	□	該当	
		定員、人員基準に適合している。	□	該当	
		月の算定回数が2回以下である。	□	該当	
口腔・栄養スクリーニング加算	□	(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通			
		定員、人員基準に適合している。	□	該当	
(Ⅰ)	□	当該利用者について、当該事業所以外ですでに口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定していない。	□	該当	
(Ⅱ)	□	(Ⅰ) の場合			
		利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を実施し、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員へ提供している。	□	該当	
		算定日が属する月が、①、②のいずれにも該当している。			
		① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月でない。	□	該当	
		② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月でない。	□	該当	
		当該利用者について、他の事業所において、口腔連携強化加算を算定していない。	□	該当	
		(Ⅱ) の場合			
		利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のいずれかの確認を実施し、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員へ提供している。	□	該当	
		(口腔の健康状態の確認を実施した場合) 算定日が属する月が、①、②のいずれにも該当している。			
		① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である。	□	該当	
		② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない。	□	該当	
		(栄養状態の確認を実施した場合) 算定日が属する月が、①、②のいずれにも該当			
		① 栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない。	□	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
口腔・栄養スクリーニング加算 (続き)		② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である。	☐	該当	
		③ 当該利用者について、他の事業所において、口腔連携強化加算を算定していない。	☐	該当	
口腔機能向上加算		(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通			
(Ⅰ)	☐	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置している。	☐	該当	
(Ⅱ)	☐	利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している。	☐	該当	
		利用者又はその家族に対する口腔機能管理指導計画の説明及び同意を得ている。	☐	該当	
		口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録している。	☐	該当	
		定期的に利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の把握を行い、その結果を記録し、介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に情報提供している。	☐	該当	
		利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価している。	☐	該当	
		定員、人員基準に適合している。	☐	該当	
		月の算定回数が2回以下である。	☐	該当	
		(Ⅱ) の場合			
		利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。	☐	該当	
科学的介護推進体制加算	☐	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。	☐	該当	
		必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たり、上記情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。	☐	該当	
同一建物減算	☐	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所している利用者にサービスを行っている。	☐	該当	
送迎減算	☐	送迎が行われていない。	☐	該当	
サービス提供体制強化加算		(Ⅰ)～(Ⅲ) 共通			
		定員、人員基準に適合している。	☐	該当	
(Ⅰ)	☐	(Ⅰ) の場合			
(Ⅱ)	☐	次の①、②のいずれかに該当している。			
(Ⅲ)	☐	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上	☐	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
サービス提供体制強化加算 (続き)		② 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐	該当	
		(Ⅱ) の場合			
		単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
		(Ⅲ) の場合			
		次の①、②のいずれかに該当している。			
		① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上	☐	該当	
		② 指単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐	該当	

介護職員処遇改善加算

※算定している加算等の「算定有」欄にチェックマークを入れ、点検事項について点検してください。

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
令和6年4～5月				
介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)～(Ⅲ) 共通		
		賃金改善に関する計画策定、計画に基づく措置	☐	該当
(Ⅰ)	☐	改善計画書作成、周知、届出	☐	該当
(Ⅱ)	☐	賃金改善の実施	☐	該当
(Ⅲ)	☐	処遇改善に関する実績の報告	☐	該当
		前12月間に法令違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	☐	該当
		労働保険料を適正に納付している。	☐	該当
		改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く) 及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐	該当
		(Ⅰ) の場合		
		①、②、③のいずれにも適合		
		① 任用の際の職責又は職務内容等の要件（賃金に関するものを含む。）を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している。	☐	該当
		② 資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	☐	該当
		③ 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知している。	☐	該当
		(Ⅱ) の場合		
		①、②のいずれにも適合		
		① 任用の際の職責又は職務内容等の要件（賃金に関するものを含む。）を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している。	☐	該当
		② 資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	☐	該当
		(Ⅲ) の場合		
		①、②のいずれかに適合		
		① 任用の際の職責又は職務内容等の要件（賃金に関するものを含む。）を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している。	☐	該当
		② 資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	☐	該当

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
介護職員等特定処遇改善加算		(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通			
		賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	該当	
(Ⅰ)	☐	特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	
(Ⅱ)	☐	賃金改善の実施	☐	該当	
		処遇改善に関する実績の報告	☐	該当	
		(Ⅰ) の場合			
		賃金改善以外の要件			
		① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をしている。	☐	該当	
		② 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している。	☐	該当	
		③ 改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐	該当	
		④ 当該加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等により公表している。	☐	該当	
		(Ⅱ) の場合			
		賃金改善以外の要件			
		① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している。	☐	該当	
		② 改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐	該当	
		③ 当該加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等により公表している。	☐	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
令和6年6月～令和7年3月				
介護職員処遇改善加算 算定要件				
月額賃金改善要件Ⅰ		仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に、算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給等の改善に充てている。(令和6年度は適用猶予)		
キャリアパス要件Ⅰ		任用の際の職責又は職務内容等の要件(賃金に関するものを含む。)、賃金体系を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している		
キャリアパス要件Ⅱ		職員と意見交換しながら資質の向上の支援に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。		
キャリアパス要件Ⅲ		経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知している。		
キャリアパス要件Ⅳ		経験・技能のある介護職員のうち一人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること (令和6年度中は、新加算の加算額のうち、旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことにより、要件を満たすこととして差支えない)。		
キャリアパス要件Ⅴ		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をしている		
職場環境等要件①		改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している(職場環境区分ごと1)。		
職場環境等要件②		改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している(職場環境全体で1)。		
職場環境等要件③		処遇改善の内容等をインターネットの利用その他適切な方法で公表している。		
介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)～(Ⅴ) 共通		
		賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。	☐	該当
(Ⅰ)	☐	改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当
(Ⅱ)	☐	賃金改善の実施	☐	該当
(Ⅲ)	☐	処遇改善に関する実績の報告	☐	該当
(Ⅳ)	☐	前12月間に法令違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	☐	該当
(Ⅴ)(1)	☐	労働保険料を適正に納付している	☐	該当
(Ⅴ)(2)	☐	(Ⅰ)の場合		
(Ⅴ)(3)	☐	月額賃金改善要件Ⅰ(R6年度は適用猶予)	☐	該当
(Ⅴ)(4)	☐	キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当
(Ⅴ)(5)	☐	キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当
(Ⅴ)(6)	☐	キャリアパス要件Ⅲ	☐	該当
(Ⅴ)(7)	☐	キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当
(Ⅴ)(8)	☐	キャリアパス要件Ⅴ	☐	該当
(Ⅴ)(9)	☐	職場環境等要件①	☐	該当
(Ⅴ)(10)	☐	職場環境等要件③	☐	該当
(Ⅴ)(11)	☐	(Ⅱ)の場合		
(Ⅴ)(12)	☐	月額賃金改善要件Ⅰ	☐	該当
(Ⅴ)(13)	☐	キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当
(Ⅴ)(14)	☐	キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当
		キャリアパス要件Ⅲ	☐	該当
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
介護職員処遇改善加算 (続き)		職場環境等要件①	☐	該当	
		職場環境等要件③	☐	該当	
		(Ⅲ) の場合			
		月額賃金改善要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅲ	☐	該当	
		職場環境等要件②	☐	該当	
		(Ⅳ) の場合			
		月額賃金改善要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		職場環境等要件②	☐	該当	
		(Ⅴ) (１) の場合			
		令和6年5月31日時点で、旧介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び旧介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅲ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅴ	☐	該当	
		職場環境等要件①	☐	該当	
		職場環境等要件③	☐	該当	
		(Ⅴ) (２) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、旧介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅴ	☐	該当	
		職場環境等要件①	☐	該当	
		職場環境等要件③	☐	該当	
		(Ⅴ) (３) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び旧介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅲ	☐	該当	
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当	
		職場環境等要件①	☐	該当	
		職場環境等要件③	☐	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考		
介護職員処遇改善加算 (続き)		(V) (4) の場合					
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当			
		職場環境等要件①	☐	該当			
		職場環境等要件③	☐	該当			
		(V) (5) の場合					
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅴ	☐	該当			
		職場環境等要件①	☐	該当			
		職場環境等要件③	☐	該当			
		(V) (6) の場合					
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当			
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当			
		職場環境等要件①	☐	該当			
		職場環境等要件③	☐	該当			
		(V) (7) の場合					
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	☐	該当			
		次の①、②のいずれかに適合					
		① キャリアパス要件Ⅰ				☐	該当
		② キャリアパス要件Ⅱ				☐	該当
		キャリアパス要件Ⅳ				☐	該当
		キャリアパス要件Ⅴ				☐	該当
		職場環境等要件①				☐	該当
		職場環境等要件③				☐	該当

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考			
介護職員処遇改善加算 (続き)		(V) (8) の場合						
		令和6年5月31日時点で、旧介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) を届出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (Ⅱ) 及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅲ	☐	該当				
		職場環境等要件②	☐	該当				
		(V) (9) の場合						
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)、旧介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	☐	該当				
		次の①、②のいずれかに適合						
		① キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当				
		② キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当				
		職場環境等要件①	☐	該当				
		職場環境等要件③	☐	該当				
		(V) (10) の場合						
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 及び旧介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当				
		次の①、②のいずれかに適合						
		① キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当				
		② キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅴ	☐	該当				
		職場環境等要件①	☐	該当				
		職場環境等要件③	☐	該当				
		(V) (11) の場合						
		令和6年5月31日時点で、旧介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) を届出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (Ⅱ) 及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当				
		職場環境等要件②	☐	該当				
		(V) (12) の場合						
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)、旧介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	☐	該当				
		次の①、②のいずれかに適合						
		① キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当				
		② キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当				
		キャリアパス要件Ⅳ	☐	該当				

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
介護職員処遇改善加算 (続き)		職場環境等要件①	☐	該当	
		職場環境等要件③	☐	該当	
		(V) (13) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)を届け出ていない。	☐	該当	
		次の①、②のいずれかに適合			
		① キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		② キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		職場環境等要件②	☐	該当	
		(V) (14) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない。	☐	該当	
		次の①、②のいずれかに適合			
		① キャリアパス要件Ⅰ	☐	該当	
		② キャリアパス要件Ⅱ	☐	該当	
		職場環境等要件②	☐	該当	

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（ 年 月分）

※月・単位ごとに分け、直近3か月（書類提出月を含まない）を作成してください。

職 種	資格等	勤務 形態	氏 名 (曜日)	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							最終週			4 週の 合計勤 務時間 (ア)	週平均 の勤務 時間 (イ)	常勤換後の 人数 (1) / (A)
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
管理者																																	0	0			
生活相談員																																	0	0			
																																	0	0			
機能訓練指導員 ※1																																		0	0	#DIV/0!	
介護従業者																																		0	0	#DIV/0!	
																																		0	0	#DIV/0!	
																																		0	0	#DIV/0!	
																																		0	0	#DIV/0!	
																																		0	0	#DIV/0!	
																																		0	0	#DIV/0!	
介護従業者延勤務時間数				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	

※勤務形態の凡例 A：常勤専従 B：常勤兼務 C：非常勤専従 D：非常勤兼務

常勤の週の勤務時間数			
サービス提供時間			
1単位	:	~	:
2単位	:	~	:

記号	勤務時間
①	~
②	~
③	~
④	~
⑤	~
⑥	~
⑦	~

※1 該当する従業者を配置している場合のみ記入してください。

附票 1-1 利用者状況（所要時間別）

注1 **月ごと**に分け、直近3か月(書類提出月を含まない)分を作成してください。

注2 要介護者の利用者のみ記入してください。(要支援の利用者については、記入不要です。)

[illegible]

附票 1-2 利用者状況（所要時間別）

注1 **月ごと**に分け、直近3か月(書類提出月を含まない)分を作成してください。

注2 要介護者の利用者のみ記入してください。（要支援の利用者については、記入不要です。）

[illegible]

附票 2-1 報酬請求狀況

注1 月ごとに分け、直近3か月（書類提出月を含まない）分を作成してください。

注2 要介護の利用者のみ記入してください。（要支援の利用者については、記入不要です。）

[illegible]

附票 2-2 報酬請求状況

注1 月ごとに分け、直近3か月（書類提出月を含まない）分を作成してください。

注2 要介護の利用者のみ記入してください。（要支援の利用者については、記入不要です。）

[illegible]

職員名簿

事前提出資料⑥

※「③勤務表」に記載された、当該事業所に従事する全ての職員について記載してください。

※下記項目が記載された名簿を事業所において作成している場合は、新たに作成する必要はありません。

データを添付するか、紙ベースでご提出ください。

	氏 名	職 種	採用年月日	勤続年数	勤務形態	取得資格	事業ごとの勤務割合（常勤専従を1.0として）				
							地域密着型 通所介護				計
1				年 月							0.0
2				年 月							0.0
3				年 月							0.0
4				年 月							0.0
5				年 月							0.0
6				年 月							0.0
7				年 月							0.0
8				年 月							0.0
9				年 月							0.0
10				年 月							0.0
11				年 月							0.0
12				年 月							0.0
13				年 月							0.0
14				年 月							0.0
15				年 月							0.0
16				年 月							0.0
17				年 月							0.0
18				年 月							0.0
19				年 月							0.0
20				年 月							0.0
21				年 月							0.0
22				年 月							0.0
23				年 月							0.0
24				年 月							0.0
25				年 月							0.0

（注）事業ごとの勤務割合は、常勤職員を1.0として、週平均の勤務時間数により換算し、小数点以下第2位を切り捨ててください。